

第八回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和二十五年七月三十一日(月曜日)午後五時五十七分開会

本日の會議に付した事件

○協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○継続審査承認要求の件

○委員(小澤清一君) それではこれより委員会を開会いたします。

○委員(小澤清一君) それではこれより委員会を開会いたしました。衆議院より修正議決になつております協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。衆議院より提出者の今澄代議士がおいでになつていらつしやいますから今澄さんより御説明を聴取することにいたします。

○衆議院議員(今澄勇君) 本協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案を出した提出者に代りまして私から御説明を申し上げます。

本法律案の狙いとするところは過ぐる第五回において中小企業等協同組合法による信用協同組合の設立の問題が決定を見たのでございまして、この信用協同組合の設立には、政府の原案において法規裁量の規定があつたのでございまして、これを大蔵大臣の自由認可ということに改正を見て通過いたします。然るにその後二ヶ年に亘る事績を顧みて見ますと、この信用

協同組合の認可が非常に遅々として進んでおりません。本年の一月十七日私が緊急質問を試みた際には、実に僅かに六組合が許可になつておつたに過ぎないのであります。今日においても内認可を含めて六十四組合、正式の認可組合が三十三組合というやうなことで非常に信用協同組合の認可がはかばかしくございせん。そこでこの信用協同組合の設立を円滑にするために、協同組合による金融事業に関する法律の一部を、大蔵大臣の認可ではなくて法規裁量の規定を盛らうとして、この法律の趣旨でございまして、どうか十分一つ御審査の上、これらの意図あるところを御考察願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 只今提案者の御説明を承りました。内認可されておるものが六十四組合、正式認可が三十三組合ですが、これに対して今までの程度のいわゆる認可の申請があつたかどうか、それを先ず当局から一番に承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 昨年の本法案施行以来、内認可を與へました数字は六十四、うち正式免許済のもの三十三であります。正式の認可につきましても、大蔵省の地方部局である財務局を通じて参ります関係上、財務局限りでは或いは撤回されたものもありまして、詳細の總数は只今資料がございせん。

○油井賢太郎君 それははつきりしない、ちよつと我々審議に困るのです。若し提案者の方で、その点お分かりになつたらお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(今澄勇君) この信用協同組合の設立認可は、我が国が初めておる関係業者からの申出によると、最近の資料は分りませんが、一月の十七日に私が六組合許可になつたということを知つた時、記憶をいたしてあります。その後今日に至るまで、御承知のやうに市街地信用組合を改組した信用組合その他を含めて大体六百幾十現在あるということになつておりますが、少くとも従来の市街地信用協同組合は、いわゆる商工金融とは異なり、主に市街地に於ける商業金融であつたことは御承知の通りであります。

○油井賢太郎君 中小企業等協同組合による金融組合は工場金融、いわゆる工場施設運轉資金等の金融に與るべきものであるから、我々の推定するところでは、せめてこの二ヶ年間に五百組合ぐらいの設立を期待しているにも拘らず、今日本認可三十幾つということによつて、私共はこの改正案を出したのであるといふことを御了承願へば幸甚に存する次第であります。

○油井賢太郎君 五百ぐらいという大體御希望の点も了承するのであります。そのうち只今のくらの申請があつたのですか。現在も五百組合申請されてゐるわけですか。

○衆議院議員(今澄勇君) この申請は、今年の一月の大體数字で、申請された数は百二十と、その後のやつはつ

まびらからありませんが、推定するに二百前後であると思ひます。

○油井賢太郎君 次にちよつと当局に伺ひたいのは、内認可された六十四、そのうち正式認可三十三ですが、これの申請から許可に至るこれまでの、大體使用日数ですね、それはどの程度になつてゐるのですか、それを先ず伺ひたい。

○政府委員(舟山正吉君) 先程も申し上げましたやうに、申請書は財務局を経由して本省に参ります。財務局で下審査いたしましたものについて意見を附しまして、これを本省に申達するのであります。本省におきましては早いものは四、五日から一週間ぐらい、向ものによりましては財務局に照会を要するといふことをいたします。本省に参りましたものは、そういうやうなことで、原則として一週間前後で何とか結論を出しておると申せるのであります。尙財務局におきましては申請書を受理いたしました、これについて條件を調べ、尙内容について審査いたすのであります。これについては尙書面で申請をせずに、口頭で内容を伺うという形式のものも相当あるのでございまして、まあいわけに言ふ先ず様子を

見ながら書面で正式の申請を出すという式のものもございまして、まあ申請が書面で出まされてからは、比較的早く財務局でも結果がつくと考えておりますが、果してどのくらの日数を要し

ておりますか、これは一概には申せないと存じます。

○油井賢太郎君 そうしますと、この百二十ぐらいの内認可のうち六十四、まあ半数は許可されておるやうなんです。が余程提案者の方で御調査になつて、大蔵省の方で認可というものが暇をとるか、或いは重大な支障があるというふうにお考えになつておられるのですか。

○衆議院議員(今澄勇君) 提案者として申し上げます。この中小企業等信用協同組合の問題のみならず、企業組合の問題においても、全般的に中小企業の問題は御承知のやうに金融でございまして、ところが政府は、金融の危険を負担する政府保証等を公約せられながら、これも実現しない。中小企業に關する金庫の設立による中小企業者の金融も実現しない。そこで中小企業者が今日みずから自分の手でこの法律で定められた信用協同組合を設立して、而もその信用協同組合の全国的の連合体に二十億なり三十億なりの政府の資金を流して貰つて、みずからがみずからの手で更生しようとする努力を続けておることは、賢明なる皆さん、御承知の通りであります。そこでこの信用協同組合の設立がなか／＼認可が出ない。相當これはむずかしいものであるといふことが徹底をいたしておるために、この法律が通つてから一年有半の間は届が最初少々あつたが、後は届がなかつたという状態でありまして、而もここに發起人が三百人が集つて書

類を作つて、皆さんの金を集めてもう大丈夫と思つて大蔵省に出し、駄目だという話になると、その責任者の皆さんに対する責任或いはその顔の悪さ、そして手数のかかった費用等から、恐らく二度とこういう信用組合を作らうというような意欲に欠けるのであります。今日これらの信用協同組合の設立が進まないのは、これらが大きな原因であると存じます。

そこで私共は政府が早急にかような中小企業金庫であるとか、或いは政府の保証制度とかいうようなものを作らない限り、この信用協同組合というものをどん／＼認可するためには、どうしても法規裁量の規定をここに附加して、信用協同組合の設立を速かに講ずるという措置をとらなければ、今日の中小企業者の金詰りを救う一つの途である信用協同組合の法規の意味がなくなります。

これは信用事業でありますから、金融の一つの問題として預金者保護等の面もございまして、預金者を保護する立場から見れば、この改正案にいろいろの條件を附したいという御意見も出るかも知れませんが、中小企業者の今日の危機を救うという観点からすれば、私はこういう改正が必要ではないか、かように考える次第でございます。

○油井賢太郎君 誠に御尤な御説明ですが、尙信用協同組合の事業免許基準案というのが我々の方に配られておるのですが、これは当局でお出しになったのですか、或いは又提案者がお出しになったのですか、この案は現在実行されつつあるのですか、それとも将来こういう基準で行きたいという御希望なのですか、その点を伺います。

○衆議院議員（今道勇君） この本案は衆議院において同僚議員より本改正案に見られる「法令の規定に違反するときは除いて」と書いてあるが、法令のみでは大蔵省では困るから、法令の下に大蔵大臣の定める政令という文句を入れる修正案を衆議院において動議されました。その修正案の政令の内容はかくのごときものでありたいというので出されたのがお手許に配られておる／＼な條項の趣旨でございまして、それらの問題については改正案の提案者である奥村議員より一つお聴取願いたいと思ひます。

○衆議院議員（小澤清一君） 奥村代議士から御説明を申し上げます。

○衆議院議員（奥村又十郎君） それじや修正案を簡単に御説明を申し上げます。

修正案は原案の「法令の規定に違反する」と、「法令の規定に違反し又は政令の定める基準に適合しない」というふうに定めるのであります。只今澄君からお説明がありましたように、従来この金融事業に関する協同組合の許可に關しまして、大蔵大臣の自由裁量に任せることなく、法令の規定に違反しない限り免許することを要する、当然免許するというふうに改めるといふことは、これは誠に結構ではあります。今日この経済の事情又預金者保護というふうな面から考えまして、原案を今日即時執行するということは甚だ危険な面もある、こう考えまして、ここに政令を以てしまして許可に関する基準を明らかにいたしまして、この基準に適合した場合当然これを免許する、こういうふうなことにしたならば誠に適切であらうと考えまして修正案を提出

した次第であります。

○油井賢太郎君 それではこの基準をお作りになったのは一つの何か裏所があると思ふのですが、具体的に大都市は出資金が五百万円、或いは市制施行地では三百万円とかいう、こういうふうに盛られてあるのですけれども、現在までに大蔵省で以て許可をした信用協同組合のいわゆる六十四、その六十四というものはすべてこれに当てはまつておるものであるかどうかというところが第一点と、更に又将来においても、この基準の程度ならば許可をしても差支ないというような、根本的にこういう基準を定めた理由、そういう点について提案者並びに当局の御見解をこの際伺つて置きたい。

○衆議院議員（奥村又十郎君） 提案者からちよつとお答えを申し上げます。只今お手許に参つておきます免許基準案なるものは、大体今日までにおいて大蔵省の方で免許いたしました従来の基準のごときものを土台として作つたものであります。

○政府委員（舟山正吉君） 衆議院で本法の改正について御審議がございまして、今後は一定の政令の定める基準に適合したものに對しては大蔵大臣が自動的に、機械的に免許をしなければならぬといふことになりました。つきましては、その基準の内容はどうかというものであるかを大体決めて置く必要があらうといふことでこの基準案ができておるのであります。これは従来当局が個別の認可、免許をして参りますときに注目すべき点、或いはその扱いの運用の中心として使つて参りました点を、大体においてそのまま文化したものでございまして。例えば出資金等に

つきましては、必ずしもこの例によつておられないものがあるかと存じます。それは個別にいろいろの事情を審査いたしましたために例外もあつたかと思ひます。今後はこの基準というものを示して規則認可にいたしますれば、この辺が妥當かと、こう考えられる次第であります。

○油井賢太郎君 そうするとこの基準なるものは、大体は分りましたが、次に突如としてこの協同組合による金融事業に関する法律の一部を修正するといふのが、本日我々参議院の手許に参つたのであります。どうも今までの予備知識が殆んどありませんし、まあ会期が二十日間あつたのですが、何故提案者においてもつと早くからこういうものを示しにならなかつたか、その事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員（今道勇君） 本法律案の改正については、これは第五国会でこの法律が通過したときのいきさつから申し上げなければならぬのであります。最初中小企業等協同組合法が本国会にかけられたときに、この中小企業等協同組合法の原案の中には、御承知のように保險協同組合があり、それに加えて信用事業の信用協同組合、更に事業協同組合と企業組合との四つに分れておりました。而してこれは衆議院においても、参議院においても通産委員会がこれの審査に當つたのであります。この中から火災保險を取除くことに意見がまとまりまして、その四つのうち火災保險が議院修正を以て取除かれ、尙大蔵大臣の認可に関する法規裁量の規定については、これは金融事業

の預金者保護の立場から見ても非常にこれは弊害を伴うといふことで、これ又大蔵委員会の方で非常に反対意見が出まして、併せてこの火災保險事業と、それから大蔵大臣の自由認可にしなければならぬという大蔵委員会の主張から、本中小企業等協同組合法が流産しかけたことがございまして、これも御承知の通りであらうと思ひます。

そこでそのときに一応の妥協案として、火災保險を除き、この大蔵大臣の自由裁量のこれを修正して本法律案が参議院を通つた次第であります。その後今日まで中小企業者は、この大蔵大臣の自由裁量に委ねられた法律の下において努力を続け、協同組合の設立に邁進して参つたのであります。が、大体本国会には今言つた金融に関する國家保証、或いは中小企業金融金庫等、参議院選舉を前にして、政府與黨が約束したそれらの問題が實現し得るというふうな見通しから、我々はこれらの法律の改正をしなくとも、中小企業者の金融は円滑に行くものなりという建前で様子を見守つておつたのでございまして。ところが会期二十日のうちいよいよ最後になつて来たけれども、何ら政府は法律を出す／＼と言つておつたけれども、それらの法律案を出さない、それで中小企業に對する、政府の施策は、本国会にはもはやなきものである。何ら中小企業に對する熱意なきものであるといふことになつて、それでせめて自分がみづからやろう、この信用協同組合だけでも、自由裁量を法規裁量に委ねて、中小企業者の金融の上において一つ裨益して行きたいといふのが、本案提出者の意見でありまして、そのためにこの法案の提出が

○油井賢太郎君　そこでこの御提出になつた法案が着し通つた場合には、中小企業に対してどの程度の金融が自主的に賄ひ得るかというお見通しを一つお聞かせ願ひたいと思います。

○衆議院議員(今迄現存) そこで衆議院の大蔵委員会においていろ／＼論議が交されましたが、本日御出席の政府側委員である銀行局長も、本日の衆議院の委員会においては、大蔵府資金金を今日の市街地信用組合から新たにで

き直つた信用組合の全国の連合会に対して何がしかの金を廻したい意向である、将来も信用協同組合の全国の連合会ができれば、政府資金をそれに注入する考えであるということを政府自身も答弁せられました。私も尤もであると思います。我々はこの改正案の通過によつて、少くとも五百見当の信用協同組合を作ることによつて約一千の信用協同組合が全国各地に設立されることとなります。これに対して我々はこれらの信用協同組合の連合会に対して、少くとも昭和二十五年度的に對して、大體三十億を見積つておりますが、政府資金をこれに注入することによつて今日の中小業者の危急を救いたい。もとより自分達の集めて来る資本の問題、或いは預金の問題等々について

は、これが金融機関であるからして預金者の保護をしなければならぬことはもとよりであります。が、原案提案者は預金者の保護に名を繕りて、新たにできようとする零細企業者の金融難を打開するための信用組合事業を妨害するということは、角を矯めて牛を殺す類に似ておる。だからこれは少くとも

○欧州委員(舟山正吉君) 政府資金と協同組合との関係につきましては私が衆議院で申し上げましたことは、関係方面との関係もございまして、誤解がございまいといたしませんから申し上げます。

と存じますが、信用協同組合に対しては、政府資金を廻しますことは、従来もやっておりますし、将来と雖も適切な施策であろう、又信用協同組合の全国連合体と申しますものはすでにできておるのであります。これは将来政府

資金を組合に導入する場合において、そのパイプの役になるものであらうという趣旨を申上げたのでありまして、政府資金を今後協同組合にどの程度いつ廻し得るかというような問題はまだまだ只今のところ決まっておらんことを一つ御了承をお願いします。

○油井寛太郎君　そうしますと、只今提案者の方では、連合体に三十億くらい出すというのは、局長の方ではこれは今のところは決まつてないというお話になるのですが、それを除いて五百見当の出額を見られるというような鶴、大体局長としては、この基準によつてどんどん許可をして行くということ

つたような訓示でもなさっておるので
すか。そういう点についてお伺いしな
いと思います。

○政府委員(舟山正吉君) 協同組合が
今度の改正案のごとく改正せられまし

たときに、どれだけ認可を申請して参り、これを認可することにするかというところにつきましては、ちよつと見通しを立てかねるのでございます。

それから信用協同組合設立の申請が、財務局で抑えられて握り潰しになつて

おりはしないかどうかということにつきましては、前国会の当時から協同組合の免許が非常に遅れるという御指摘も受けましたので、その後は各財務局から、とにかく財務局に対して申請になつたものはその概要、要旨を本省の方々に速報するようにということの指令

を出しまして、決してそういうふうな弊害のないように取締つておる次第でございます。

○油井賢太郎君　私は又あとから……。

○愛知鉄一君　先程求の提案者の御説明で誠に御尤もな点も多々あつたのであります、この事業免許募集案としてここに御配付を頂いたもので申しま

後一ヶ年間に於いて、五百の新設の組合において、百二十五億円の新しい預金ができなければならない、こういうようなことになりまするので、果して提案者の御期待に副うようなことと

に、この基準案では到達し得ない。但し、当そこに開きがあるように思われるのであります。それから更にこの基準案というものは、この修正案で見ますると、政令の定める基準によつて、こういう免許基準ができるのだと思うので

あります。その中には、例えは第八項目のように、「役職員が金融業務に關し十分な経歴及び識見を有すること。」でありますとか、或いは第十で「組合が政治的中立であつて、云々というふうなことがございますが、これらのような事項は政令において定める基準となつてゐるものと見なければならぬ。

して果して適當なものであるかどうかという点について、多少問題があるりはしないかというような感じがするわけであります。これを要するに私といたしましては、意見に耳りますけれども、現在の信用協同組合の認可の問題について、今少してきばきと実情に關うように、適正なものは認めるとい

で、現在立案中のようにも伺つてい
るのでありますが、それらとの関係も
ざいませるので、今申上げましたよ
ないろ／＼の点について、提案者の
と当局の側とのそれ／＼から、今少

ふうに考へるわけであります。

○衆議院議員(今登勇電) 原案の提
者として申上げますが、我々がこの西
案を出した意味は、これらの事業の計
画が法令の規定に違反するときは除

て免辭しなければならぬといふ建案の下に、五百の組合を我々は予想したのであつて、奥村君が出した修正案による政令の内容を以てすれば、私もこれは信用協同組合設立の上にどう大したプラスではない、まあ一進歩であるが、我々の所期の目的は達せられてゐる。

れない、かように考えておりました。本案の提出者は原案に対する建前からいへる／＼のことを申上げることが御了承願ひます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 只今の御質問は誠に御尤もであると存じます。が、只今、今澄議員からは、この法律施行によつて約五百程度の組合が認可

されるというのを申しましたが、これは原案の場合でありまして、この基準案によりましては、我々といはしましては、早急に五百の免許はできるものとは考えておりません。併し今までのように、大蔵大臣の自由裁量に任せまして、外部にはどの基準で許可できるか明らかでないというふうな実情からいたしまして、今回のように政令ではつきりこの基準案を定めまして、この基準案に適當する場合は当然許可するということにいたしましたれば、一歩進んだというふうに考えまして、この案を立てた次第であります。尚第八項、第十項につきましては、こういう字句の實際の適用に當つてどうかという御質問であります。又、この條項を入れずに置くという事は、基準案として又不備になつて来ると考えます。外の法律にもかような字句も入つて置きました次第であります。一応入れて置きました次第であります。

○佐多忠雄君 政府にお尋ねしますが、先程認可申請が十分に到達してないので、速報指令を出したというふうなお話でございますが、いつ頃お出しになつたのでありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 前国会の後、後方という指令を出しまして、結論を出さないものと雖もどの程度の申請或いは設立の希望があるかを本省に速報して欲しいというのを指令いたしましたのであります。

○佐多忠雄君 前国会直後というふうになりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 四月頃です。

○佐多忠雄君 速報指令が出て後の認可申請の件数、その中の認可されたもの

の等々の資料はどういうことになつておりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 只今その資料は持合せておりません。

○佐多忠雄君 その他の金融機関の事業免許なり何なりをおやりになる場合に、例えばこの基準案に盛り込んでおるような八項とか、十項とかいうようなことは、何か基準として一応掲げられておるのか、或いは内規的に採用されておるのか、その辺の事情はどうでありますか。

○政府委員(舟山正吉君) ここに到萃してありますような項目は、大体金融機関の免許に當りましては、常識的に審査の対象となるのでございます。併し例えば四項、五項のごときものは銀行のごとき大規模の金融機関でありまして、おのずからその限度が違つて参るわけでございます。

○佐多忠雄君 そうすると常識的に免許の基準にしておるといふようなことで、別にそういうものが掲げられておるとか、内規として採用されておるとかというふうなことはないわけですね。

○政府委員(舟山正吉君) 財務局に對します事務的下審査の目安といたしまして、これに類似したようなものが通達されておる筈でございます。

○森下政一君 それではお伺いします。この政令の内容をなすと思はれる信用協同組合の免許基準案というものは、修正意見を出された奥村さんの方で御用意になつたものでありましようか。或いは政府が若し政令を出すつもりで、こういうものであることが願わしいという政府の考えで出したもので、どつちが作つたものですか。

○衆議院議員(奥村又十郎君) この基準案なるものは、在來政府が免許するに當りまして目安として用いておりましたものを土合として作つたものでありまして、今後においてこの基準案に基づいて免許することにしたかと思つております。

○森下政一君 この修正案は本日もうすでに衆議院の本院議決されたものだと思つておるが、そうするとこれによつて若し参議院がこれに同意するならば、政令が出て一つの基準が示されるわけですが、その場合に政府は大体ここに示されておる基準案、これをそのまま政令の内容にするということに同意を與えられておるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 参議院でこの改正法が御承認願へますれば、これは当局としても、何と申しますか政治的責任でございますから、これらの基準案に掲げてあります内容のものを政令として出すことにならうかと存じます。

○清澤俊英君 今聞いておりますと、今までの行き方では組合が所期の目的通り沢山できない。それでたまたま政令でという一つの建前をとつて今度は出される、その基準が大体ここに掲げられておる免許基準案というものですね。これで今度大体これを政令として許可するといふ結論に達した、そこで今までのいふような協同組合の申請があつた、それを大臣が許可する場合もこれに従つた、従つてできない、これが現実であるかと思つておるが、だからこれをこのまま持つて行つても提案者が思うように所期の目的は達せられないことになりはしないかと結論として考えますが、今までこれで大体

内規としてやつておつたと言はれる、それじやこれを政令化した見たからといつて、今度はこれで全部許可ができてという目安は付かないと思つて、その点はどうかですか。

○衆議院議員(今澄勇君) 原案の提出者としては、今出されておる修正案の政令の内容では、從來の実績から見ると、從來の実績では御承知のように資本金においては、この程度の資本金のものでも認可されなかつたこともあつた。それから多少の從來はこれといふ……、本當のところを申上げて、基準は私はなかつたと思つて、であるから多少の從來よりも改善された跡が見えるけれども、信用協同組合の設立の上には大きな寄與をなすとは、只今の御質問の通り原案の提案者は思いません。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 御説御尤もな点もございしますが、五番の預金額の点につきましては、從來政府の方で大都市が五百万円、市制施行地が三百万円、その他の地域が二百万円となつておりましたが、これは市制施行地が二百五十万円、その他の地域は百万円というふうになつたのであります。出資金その他の点においても今少し変更をいたしたのであります。が、それでは今後政府資金の流入などにおいて可なり差支が起ると考えまして、この程度が押えた次第であります。

○清澤俊英君 それでは今度は銀行局長にお聞きしたいのですが、本當の吐は拵えたくないのじやないですか。今までも同じことで、それでどういふ基準を政令に出しておいて、まあ大体において資金は何とかして集めるかも知れないけれども、その外の預金を或る程

度予想しておるといふようなことになりますると、どうも見込が立たないという見解の相違になつて非常に無理が行く、本當にやらせる氣のないものならば無理してどういふものを作せないがよい、若しどういふものを作ることがいいと思つておるものでありますならば、もつとこれらは本當にできるやうなふうに緩和して、而も最近でござうとする銀行及び金融業務に関する法律案等という、これらを拜見しますれば、信用組合はこの法律に基いて大蔵大臣が監督するものとし、詳細な規定を設けると規定せられて、そうして非常な細かい規定を以て預金者を保護したり、或いは組合を保護するといふ考えを持つておられるのですから、そうすれば同じ何でもこれはもつと設立に……、規定として出される限りにおいては、政令として出される限りにおいては、何と申しますか、今少し率に引上げるだけのお考えはないものですか。

○政府委員(舟山正吉君) 当局といたしまして信用協同組合の設立は初めから面白くないのだといつたやうな氣持でやつておることは絶対にないのであります。これまで信用協同組合の設立免許が非常に少いという御指摘を受けておるのであります。が、昨年新法が施行せられました、この六十四内免許しておつた。そこで後了承願ねばなりません。この新設分は成る程六十

四でありますけれども、その外に市街地信用組合、産業組合、商工協同組合からそれら改組せられましたものは、六百四十一あるのでございます。これらを新法の精神によりまして一体として、この信用協同組合として今後

の育成に努めて行くことによりまして、中小企業金融の疏通を図ろうとするものでございまして、六百五十ばかりの組合は、全国といまして、決して足りないことではないと思ふのでございまして、それから組合の新設に当りまして、いろいろの御希望が出て参りますけれども、その中には、大体組合が設立せられずならば政府資金が導入せられるだろうという、漫然たる期待を持つて申請せられる向きもあるものであります。又金融機関が發展いたしますためには、申上げるまでもないものでありますけれども、大体において基礎となるべき出資金があり、そして預金が集つて来るということが最も重大なる点でありますので、これらの要件を備へまして、協同組合が健全なる発達の見込がございまして、その協同組合が破綻に瀕するということの不幸にとどまるだけではなく、又弱小、弱体の信用協同組合がございまして、信用協同組合全体の世間からの信用を害するということになりまして、甚だ憂うべきことなるかと思ふのであります。それとも一つは、新法の施行以来、何分新しい法律でございまして、申請者の側にも、或いは免許事務を取扱つ側におきまして、この事務に習熟しなかつたということもあるかと思ふのでありますが、最近におきましては、その弊は、私共といひまして、全然もうなくなつておると思ふのであります。その結果が、最近まで六十四の内免許があつたということでございまして、決して協同組合の發展育成といふことを念願しないというわけではないことを十分御了承願ひたいと存じます。

○佐多忠隆君 協同組合のやつておる金融事業に対する免許に対しては、今の御説明によりまして、大蔵省は決してそれをチェックしようとしておるのではないで、よいものであればむしろ積極的にやる意思はあるのだというふうなお示しだつたと思ふのであります。が、我々も非常にそれを諒とするし、是非そうでなければならぬと思ふのですが、ただ併し、その実績はいろいろと御説明もありましたが、それでも尚どうも余り多数であるとは思へないし、もつとやはり積極的にこういふものをやる必要があるのではないかと、いふうなことも考えられますが、そういう情勢であり、政府自身その必要を認めながら尙且つこれだけにとどまつたといふことは、これは意思がないのではないで、むしろやはりこういう小さいもので全部大蔵大臣が自由裁量しようといふうに残しておられるので、手が届かないで、そういうものの積極的な施策が行われなかつたのだという結果なのではないかというふうな気がするのですが、若しこれが大きな金融機関その他のことであれば、もつと注意も、配慮もできるし、それから非常により／＼そういう面では一生懸命おやりになつておるようだけれども、ただ手が廻らないために、そつちだけに注意が奪われて、こういうところに注意が行かないし、従つて又速報指令を出した後のい／＼な事情の調査その他についても、何か積極性に欠けるところがあるのではないか、止むを得ずそういう結果になつておるのではないかという気がするのですが、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(舟山正吉君) 昨年新法施行以来、財務局をも動員いたしまして、申請を受理して、これが審査に當つたのであります。これが審査の通り、或いは手が廻りかねるというふうなことがあつたかも知れません。これは先程も申し上げましたが、担当者も、一体どういふような基準で認可を決定してよいかわからぬ確固たる心証が得られなかつたという不馴れた点もあつたかと思ひます。併し、今日になつては、そういうふうな事態はなくなつておると私は信じておるのであります。○變換一君 もう一つお伺い残したのであります。信用協同組合の連合会は、やはり今度のこの修正になります。この基準で許可されることになるのであります。○政府委員(舟山正吉君) 連合会がこの規定の適用を受けるかどうかについては、まだ十分研究いたしておらないので、はつきりしたお答えは留保させていただきます。○油井賢太郎君 提案者に伺ひたいのですが、これは免許しなければならぬという法律になつた場合、申請者の思ふようにより早く免許が出なかつた場合に、どんな手続で以て、又どういふふうに具体的に政府の意図するところが明らかになるかといふたようなことは、御計画になつておりますか。

○衆議院議員(奥村又十郎君) この政令に定める基準に適合した場合に、若し免許をしない場合はどうなるか、こういうお尋ねであります。これは法律違反でありますから、他の法律違反の場合と同様であらうと思ひます。○油井賢太郎君 そういたしますと、今までも、銀行局長の話を聞けば、大体この基準に相当しておるものばかりで、ただ早く許可しておるものばかりで、知つておる範囲内では、この基準に合致しないために、訂正しろとか、修正を要求されて、順次それが要求通りになつて行つて内認可を受けたという例を聞いております。そういうふうな場合においては、結果から言つて、結局同じことになるのではないかと、思ふのですが、例えばこの第八項で、「役職員が金融業務に關し充分な経験及び識見を有すること」といふような一條文があつて、その役職員の中に、この適格者が果しておるかどうかということ、格を調べるには相當これは当局としても日数がかかるかと思ふのです。併しその日数がかかつて調査した結果、どうしても適當なものがないというわけでも、これを誰か適當に探せというわけなことがあつた場合、やはり相當の日数がかかつて行くかと思ふのです。そういうふうな持つて行くかと思ふと、この改正法律案を出しても出さなくても結局同じような結果が出はしないかと思ふ。特に今までの改正法律案を提案しなかつたために、具体的に信用協同組合が免許されなかつたというふうな事態でもあるのです。今までの適格であつても許可されなかつたというふうな事例は沢山あるのです。○衆議院議員(今案勇君) 私は原案の提出者であります。只今の修正案についてのことばを置きますが、原案の提出者としてはこの修正を以てしては僅かな、本當に堅持だけの修正で大蔵大臣並びに大蔵省の關係官が自責の念と責任感を持つて対処するといふ

程度のことだと思ひますが、私が發議したその趣旨は、い／＼基準その他ではこれは間違ひなく許可になるべきものと思ふべきものが、それが許可にならないといふ件数をただ私は承知しておるからしてこの原案を出したのであります。原案提出者の考え方は、少くとも預金保護といふことは無論必要である、併しながら今日の大蔵省の中小企業者に対する態度は、企業組合に対する課税の問題にしても、この信用協同組合の許可の問題にしても、事ごとくにこれらの中小企業者がみずから立つて何らかの新しい金融機関によつて更生しようとする努力を阻む、こういうふうな傾向にあつたと思ふのであります。信をいたしてあります。よつて原案提出者としては、こういうことを法規裁量の規定において信用協同組合が設立せられるならば、そのような預金者保護のい／＼な点においては、その心配はしなくて、むしろ中小企業者みずからが、い／＼と自戒自勵して立派なものを作るであらうという点において私はこれを出したのであつて、今や政令の定める規定においてい／＼な細かな規定を付けたといふことは、原案提出者の考えによれば、恐らく大蔵省當局と與黨である自由黨の皆さんとの話合の上で、この程度ならば政府もどうか了承できるというた意味からこれには大体で上つたものではないかと、原案提出者はかように考える次第であります。○衆議院議員(奥村又十郎君) この修正案といひましては、少くとも現状よりは一步前進である、この免許に關する基準を政令で明らかにいたしましたし

た以上は、例えばお説のごく八項の役職員が十分な経験及び識見を有することがどうか、具体的に互つて問題が起りまして、この基準が明らかであるか、若し免許ができないという場合、この項目によつて、困るというふうな話合もできるという意味において前進しておると考えるのであります。

○油井賢太郎君 只今具体的にこの八項の問題ですが、提案者は十分な資格があるとして申請したにも拘わらず、当局においては、これは十分でないというふうになつた場合、その裁量というものはいづれに帰属するかというところをお伺いいたします。

○衆議院議員(奥村又十郎君) これはむしろ難しい問題であります。これも金融事業であります以上、その当の責任者に対して相当の経験識見がなければ預金者に迷惑をかけるということがまゝ起るだらうと思ふ、この條項を又全然規定の中に入れてなければ、免許の場合に思ひざる事態も起ると考えるので、少くとも預金者保護の立場からこの條項は入れねばならない、解釈の問題に至りましては、これは実地に互つていろいろ問題があるかと思ひます。これは何と言つて答へたいらいいか、これは具体的に互つて決めるより仕方がないと思ひます。

○油井賢太郎君 結局どうしますと、今までの大蔵省のやり方が、この法律ができましたために變つて行くというふうにはちよつと考えられなくなつて来る。もつと提案者としては思ひ切つて大蔵省当局を鞭撻するより具体的な法律を盛り込んで行くとかということには必要になつて来るのではないかと思ひます。

います。ただこのままで行けば、どつちにしても同じだということになつて、先程今澄さんからお話になつたのであります。ほんの志だということだけで、甚だ提案の理由としては薄弱になりはしないか。やるなら徹底的にやるというふうにして頂きて協同組合を設立しようという本當に熱意に燃えている人に應える筋ではないか。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 御説のごくこの修正案では、誠に微温的と言われてもいたし方がないと存じます。併し例へば現在の協同組合などにおきまして可なり予金の支拂において問題を起している所もありません。現在としてはこの基準を置いておきませんと、預金者保護に差支がございます。こういうふうな考へております。将来において金融業法などの政令或いは農林協同組合法などの規定の改正などと視合せて、いわゆる適當な規定を挿入したいと考へるのであります。

○油井賢太郎君 この際、政府当局に伺いたいのですが、他にこういう免許するような基準があつて、それに対して大蔵省当局だけの考へだけでなしに、何か中へ入つて裁定をする委員会というふうなものがあるか、裁量を諮るといふような具体的な例はあるのですか。若しそういうものがあるとするば、そういう所で以て認めたものは、大蔵省で許可するとか免許するといふようなことになつて行けば、これは解決するのではないかと思ひますが、その点當局ではどう解釈されますか。

○政府委員(舟山正吉君) 政府と民間の間に立つて下審査をするような機関といふようなものは私は他にはないと思ひます。又行政上の免許をいたしすのは、飽くまで政府が責任を負うといふことでございまして、その他の諸機関といふのはありません。これは飽くまで責任は政府にあるという建前になつておると承知しております。

○森下政一君 舟山局長にお尋ねしますが、若し衆議院では一部の改正が行われていて、修正が行われずに提案者の提案通りの原案のものが仮に可決された、そういうことがあつた場合、政府の見解としては何かこれでは困る、弊害を惹起するといふふうな御懸念がありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 修正案前の衆議院の提案につきましては、事務当局といたしましてはこれは絶対に反対でございます。大蔵大臣が免許を表面に與えるのでありますが、その内容については審査ができない。ただ定款、事業方法が法令に合致しておれば、これは大蔵大臣が免許をしなければならぬといふことになりまして、むしろ自由設立よりも弊害が多いのではないかと考へるのでございます。証券業等におきましては、自由設立、届出主義でございますが、その濫立に苦しんでおるといつたような事例もございまして、又特に申すまでもないのでありますが、信用協同組合は、いわゆる員外貯金、組合員でない者の貯金を預つておるのであります。これらの預金者は組合の運営には直接関係いたしません。ただ大蔵省免許という字に釣られて、貴重な預金を預けるといふ事例が多い。この場合におきましては、大蔵省はそういう背後にありますが、法制的な問題につきましては、極めて無智であります。そこで却つて國民に対して錯

覚を起さしめるようなことになる。考へる意味におきまして、原案のようなことは、事務当局といたしましては反対せざるを得ないのであります。

○森下政一君 そうしますと先刻から油井委員なり或いは清澤委員なりからお話がありました。結局從來政府が免許をするに於いてやつて来た事柄を、この衆議院の修正案によつて表面に向つたといふことだけのことで、大して從來と變りがないといふことになつて、それが正しい判断と思ひますが、そうではないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この免許の基準案としては、從來当局がやつてきたそのまゝとは必ずしも言えないと思ひます。從來やつて参りました。わが判例的なもの、これらがやはり規則の場合になりまして一応の基準になるものと考へるので、これを、衆議院の審議に當りましてその趣旨を申上げたわけでございます。

○森下政一君 原案提出者の考へは、先刻から今澄君から幾度御説明がありましたが、どうも折角協同組合の金融事業といふものが盛んに行われると考へたのに、遅々として一向進まないといふところに非常な不満があつて、何とか今日の一般庶民階級といふか、中小企業の金融難の打開にみずからの力を以て獻起してやるというのならば、早くやらした方がいじやないか。政府のそれらに対する施策の緩慢であるとか、或いは遅れておるといふ点を補う一つの手段としてはそういうことが必要だといふ考へのようなんだが、若しこの衆議院送付の修正案通りのものが参議院で可決確定されたという場合に、何程原案提出者の期待に副うこと

になるのでしょうか、これに対して政府委員の見解をお伺いしたい。一步原案提出者の希望に副うべく前進したことになるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 從來この基準に示されてありますような條項につきましては、申請者側も免許をする側にもいろいろ審査上のいざごがあつたわけでありまして、そういうことが又免許の遅延といふことの原因になつておつたと思ふのであります。これが基準が明確にされ、そうしてこれが考へられる、そうすれば申請される側におきましても見込のないものは或いはこれを諦める、或いは見込のあるような案にせられる、又認可免許する側におきましても、こういう政令がございすれば、これによつて一応の縛束を受けるのであります。審議の遅延による免許の不円滑といつたようなことは、弊害が除かれて参る。こういう利点はあつたと考へます。

○佐多忠晴君 今おつちやつたような点で、從來の大蔵大臣の自由裁量に任せていたために、或いはうやむやになつたり、積極的に処置しようといふような熱意が欠けていた場合は、今度の内容については、いろいろまだ問題が残るかも知れないけれども、少くともこういうものが示されて、公にされれば、これに従つて審議しなければならぬ、これに反してないならば免許しなければならぬといふようなことになつたり、考へ方なり何なりとして非常に違つたものになるし、あと弊害があるとするれば、免許基準を案情に適するよう改訂して行くといふことはあり得ても、今のところはこれ

○佐多忠晴君 今おつちやつたような点で、從來の大蔵大臣の自由裁量に任せていたために、或いはうやむやになつたり、積極的に処置しようといふような熱意が欠けていた場合は、今度の内容については、いろいろまだ問題が残るかも知れないけれども、少くともこういうものが示されて、公にされれば、これに従つて審議しなければならぬ、これに反してないならば免許しなければならぬといふようなことになつたり、考へ方なり何なりとして非常に違つたものになるし、あと弊害があるとするれば、免許基準を案情に適するよう改訂して行くといふことはあり得ても、今のところはこれ

○佐多忠晴君 今おつちやつたような点で、從來の大蔵大臣の自由裁量に任せていたために、或いはうやむやになつたり、積極的に処置しようといふような熱意が欠けていた場合は、今度の内容については、いろいろまだ問題が残るかも知れないけれども、少くともこういうものが示されて、公にされれば、これに従つて審議しなければならぬ、これに反してないならば免許しなければならぬといふようなことになつたり、考へ方なり何なりとして非常に違つたものになるし、あと弊害があるとするれば、免許基準を案情に適するよう改訂して行くといふことはあり得ても、今のところはこれ

で進むということが相当な進展になるという気がするのです。その点については原案提出者或いは修正案を出した方々は、どうお考えですか。

○衆議院議員(今澤勇) それで原案の提出者としては、この修正については又非常に面白いわけでありまして、一步譲つて修正案が衆議院の委員会においては多数を以て賛成されたので、私としてはそのとき述べたので、私は少くとも大都市が五百万、中都市が三百万というように、この基準は資本金の額についても多きに失するから、大体百万程度が資本金の出資額、それから預金の高においても、いわゆる六大都市といわれるところで二千万四見当、一般のところは大体五百万円というところを踏んで、その他これに十何項目あるところの項目を約四項目くらいに集約して、ここに政令を出すということであるならばこれは非常によろしい。大体政令というのは行政官庁に與える立法府のこれは委任立法であつて、これらの政令を行政府が立法府の考へ通りに行ふか、或いはこれを考へる場合に立法府と相談するということがあればいいけれども、ともかくも行政府が政令を自由に考へて、やむを得れば認可が鈍るようなむずかしい方向へ自然とそれらの政令が變つて行つてしまふということ、企業組合に關するところに出た政令の数々が雄弁に物語つておられるわけでありまして、私は企業組合の問題はこの信用協同組合問題とは別でありますので、詳しく申し上げませんが、原案提出者は企業組合に關する所得税その他の問題について、出された政令は殆んど中小企業と協同組合法という、只今衆議院におい

ても通産委員会において絶対にみんなが賛成し希望しておるものとは反対の政令が出ておりますけれども、これは会期が短いのであるから、今国会の問題にはならなかつたに過ぎなかつたのであります。よつて原案提出者として私はこの信用協同組合法の政令も、條は三ヶ條と申しますが、まあ大体四、五ヶ條くらいにして、今申上げた程度のもので通過すれば、原案提出者としては非常に満足であるがこの程度のことはなにもむずかしい條件では恐らく或いはこんなむずかしい條件ならば大して変りはないという意見もあるかと思ひます。ただ堅持として大蔵大臣がこれを放置できない、これまで放置しておつたのであるが放置できなくて、何とかこれに對して審査し話をしなければならぬという立場に置かれるだけが、僅かながらの前進である、かやうに心を慰めておる次第でございます。

○衆議院議員(奥村又十郎) 只今御発言の通り、従来は大蔵大臣の自由裁量に任されておりましたから、よつて例へば組合員三百名以上が集まりまして、組合を設立して、認可申請いたしましたも、許可が来るか来ないか分らないという非常な不安なものであります。ここに基準がはつきり示されましたから、一応の目的が付くといふことにおいて可なり設立について促進ができると思ひますのであります。

○清澤俊英君 ちよつと銀行について伺いたのでございますが、この目途ですね、預金の用途を出す際には、何か沢山の銀行がありますが、何万ぐ

らひの都市では大体一行どれぐらひの預金者があつて、一人平均どれぐらひというやうなことが参考になつておつたであらうと思ひますが、大体そういうものを参考としてお作りになつたのか、ただ信用組合を強化するために預金額は大体これぐらひというやうな大體の基準が若しありましたら、その辺の基準が若しありましたら、はつきりしたものを願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉) ここに掲げました計数につきましては、私共は各種の金融機関を取扱ひまして、この平均的な数値といふものも出ておりますし、又経営の面から申しまして、これくらいにしなければその収益が人件費等を賄ふのに足りないといふやうな、そういうやうな大體の目安ができておりました。それらを總合いたしました、將來の基準とするにはこれぐらひが適切である、こういう結論を出したのであります。

○清澤俊英君 そうしますと、非常にこれは私にむずかしいところだと思ひます。経営のためにこれぐらひの預金も集めなければならぬ、これぐらひの資本も持たなければならぬといふことは、果して預金率がこのやうなものと大體において一致しておるかどうか。これが非常に重要な問題だろふと思ひます。今ちよつと六万都市、自分は新潟県の長岡でありますが、六万都市、約家の数で一万と見て考えますと、その一割が預金者としても、一人が二万五千円の預金があれば、二千五百万円にならん、こゝういふことになると、成恐らく成立しないのが本當であつて、成立すると考へることが無理であらうと

考へる。それ以上の預金が信用組合でとれるといふことを考へることも私は無理であらうと思ひます。預金を集めることが無理だろふと考へる。そうすれば、これは成程こゝういふものを作つて出すが、実質においては、仏作つて魂が入らんといふ政令がこれにくつて、現実においては抹殺せられ、こゝういふ形になるので、本當に私は、政府なり、自由黨の方々でもこゝういふものを作ることがいふとするならば、もう少し積極性を持つて、現実にはできるやうな修正をして、場合によつたら保護の方法まで考へる。今直ぐでこんなかも知れませんが、考へて行く一つの考へ方が、私は重要性を持つておると思ふのでありますが、こゝういふ点に對しての御確信はどうでございますか。

○政府委員(舟山正吉) 只今お尋ねになりましたやうな点が正に私共の心配しておるところでございます。いろいろの設立計画が参りますが、出資金も少く、これが事務所費その他に固定される、そして預金も余り集まる見込みもない、果して半年か一年先には、この組合はどうなつてしまふのだらう、こゝういふやうなもので一店とにかく協同組合を拵えて見ようといふやうな申請も相當あるものであります。そこで私共としましては、こゝういふものは害あつて益なしであると思ひから、信用協同組合を認める以上は、基礎がしつかりしており、預金も十分集まるものでなければならぬ。それで特に他の信用組合その他の金融機関がその地方にもうすであつて、その隙間に食い込む余地があるかどうか、こゝういふやうな点も十分考へて参りたい。これ

を言い換へますれば、相當健全なる発達の見込みがあるものに限つてこれを認めたたい、これが従来の免許方針であつたわけでございます。これに外れるやうなものは、私共といたしましては到底危うくて、これは預金者に又早晩迷惑をかけることが目に見えておりますので、これは如何にしても認め難い、こゝういふ堅持でおるのであります。

○愛知第一君 私は少し観点を變へて伺いたたいと思ふのでありますが、現在信用協同組合が六百幾十あるのでありまして、その基礎の信用協同組合ですら十分にその機能を發揮するといふことはできないと思ふのであります。その大きな原因は、結局扱い得る資金量が非常に少いといふことから来ておるのであつて、私はむしろ預金部資金なり或いは見返資金なりといふものが、既存の信用協同組合にもつと利用し得るやうな途を大幅に拡げて貰いたたいといふことを常々考へておるわけでありまして、その既存の信用協同組合に對する現在こゝういふやうな政府資金といふやうなものは、どういふやうな段取りで注入することが考へられており、或いは計画されておるか、これを先ず伺いたたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉) 只今政府資金といたしましては、信用組合全体に對しまして、七億ばかり昨年の年末金融対策として預託しておるのであります。これは預金八千万円以上の組合に限つております。今後政府資金、特に預金部資金を市中に還元することの必要なことは改めて申上げるまでもないのであります。關係方面の許可が得られますならば、これを實施いたしたいと、その方面を骨を折つておるわけ

であります。そういう場合には、この政府が一つ／＼の多数に互る組合について、果して預金部資金を廻しまして、回収の可能性があるかどうかというところを検討いたしますことは、必ずしも、その能力においても欠けるところがあるし、適切でないと思われる節もありますので、信用協同組合につきましては、先般で済ました全国信用組合連合会、これらを一つの水の注ぎ水としたしまして、その中においていろいろ資金を配分して貰うということが適切ではないかと現在考えているところでありま。

○愛知探一君 その現在の預金の八千万円という一つの基準は、今後相当長くこの基準を続けられるお見込でしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) 前回実施いたしましたものについて、そういう基準を設けたのでありまして、今後の問題については実情に即して適切な基準を考えたと思つております。

○愛知探一君 そうすると、仮に内容さえよろしければ、設立の認可がありましたら極めて新しい信用協同組合でも、政府資金の対象になるのであります。

○政府委員(舟山正吉君) 設立後相当期間を経たということは、その組合の堅実性、従つて借入金返済能力を判定する一つの有力なる要素であります。果してできたばかりの組合にこれを預金部資金を導入してよろしいかどうか、相当問題もあることかと考えますが、その具体的基準等につきましては、只今のところまだ十分の研究を経ておりません。

○愛知探一君 先程、連合会を通して政府資金を注入するという趣旨のお話があつたのでありますが、現在連合会の設立というものの対しては、どういうお考えでいるのでありましようか。

○政府委員(舟山正吉君) 従来の組合におきましては、特に農業関係の組合におきましては、県ブロックに一本とめたいとして、それを更に中央において集中するというような仕組がとられていたわけでありまして、この信用事業専門の協同組合につきまして、そういう必要ありや否やは、相当疑問を持つてゐるのでございまして、只今のところ地区的連合会を作りまして、その活動の余地、存在の理由というものは多いのではないというふうに考えております。

○愛知探一君 そうすると、将来いざれにいたしましても、信用協同組合の事業の免許については、従来よりは円滑になるというふうには考へるものであります。そういう際には新たにできまして、その及び既存のもの、全部連合会、全国一本の連合会に加入をするというところを、何らかの形で勧告なり懲罰なりされるのでありましようか。

○政府委員(舟山正吉君) 協同組合の仕組それ自体におきまして、この力の弱いのがお互いに協同して、それぞれの利益を増進するといふ建前でございますので、かかる中小業者が集まりましてできた信用協同組合につきましても、成るべく連合の力によつてその力を増進して行くということが理想的であり、又望ましいことであらうと考えます。

○衆議院議員(今澤勇君) 今愛知議員からの舟山銀行局長に対する質疑応答、その間提出者は暫く聞いておつたのでありますが、私はこの際、今の愛知議員の御質問の御趣旨は、既存の市街地信用組合を改組した今の全国的な信用協同組合へ金を流して、そうして新しくできたものもその既存の信用組合の中へ入れて、而も新しくできた年限が経たなもので政府資金をやつても回収能力がないからこれはどうかという意見は、前記詰ると、現在の信用協同組合のそんな全国的な連合会から、大体この信用協同組合の中核として昔から持つてゐる力をやつと最後まで持ち続けたいという御意見が出ていますので、原案提出者の一番の狙いがそこにあつて、愛知銀行局長在職時代において中小企業等協同組合法というものを通過して、而も市街地信用組合というものは十二月末を以てなくなるといふことがはつきりしたときにおいて、全国信用組合の皆さんが連合会を結成すべきことを大蔵省へ出したところが、愛知銀行局長在職中、それに対する内認可を與えられておられる。そうしてその内認可は関係方面の拒絶によつて、これは遂に実現しなかつた。私は少くとも金融事業でさえあれば、これまでの勢力の強い既存の力を、預金者保護の名において常に守るところに、新しく資金の流れない一番大きな原因がある。私は全国信用組合の声を代表して皆さんに申し上げるならば、少くともこれまでの市街地信用組合の焦げ付の貸付であるとか、或いはこれまでの市街地信用組合の活動が不十分であればこそ、信用協同組合といふものを作れることが第五国会で通過したものと云わなければなりません。然らばこのような中小企業等協同

組合法の信用協同組合の精神に反して、愛知銀行局長は在職中に、少くともこの法律によつて規定されていることを、この十二月末日を目の前にしながら、なぜ内認可の返答を與えておるか、だからそのような考えを全国中小企業法が持つて、そうして信用組合の連合会の認可についてもそういう考え方の方で、全国中小企業法が今日の金融難の時期に面してもその問題を取上げて呉れない、大蔵省は横暴であるという声を聞くことは、極めて遺憾の意をこゝに私は表明いたしたい。舟山銀行局長の御答弁によると、それらのものは愛知銀行局長の話しは中小企業者の独断だといふように取られるのであるが、それはそれとして政府は中小企業者に対する国家保証もしない。嚴重な一つの性格も作らせないで、新しく国家資金をこれに流さないといふことは、一体中小企業者の今日の金融難を打開してやらないといふことは、中小企業者に死ねといふことと同然であると思ふ。本案に対して自由党の諸君も、署名し、民主党の諸君も署名し、各党を挙げて、共産党に至るまで署名した。これは真に中小企業者の金融難を打開するといふことにあることが原案提出者の考えであるといふことを述べ、私の意見に代る次第であります。

○愛知探一君 今今澤さんのお話の中に、私としては非常に腑に落ちない点もありますが、心外に思ふ点もございまして、私の質問は途中なのであつて、私としては非常に気になることは、信用協同組合が中小企業等協同組合法といふ全く新しい組織の下において発達せんとしつつあるものであり

ますから、今後新しく免許をするに ついても既存の組合においてすら資金難に悩んでおりますから、そういうで きる新しいものについても政府資金 が流れるような途をここに講じなければ、單に設立の認可といふことだけでは問題は解決できないという趣旨にお いて、如何にして政府資金をどうい う新らしい要望にも応えるような途を 局としても更に大きく考えられてお られるかといふことを私は質問の趣旨に しておつたのであります。その点は誤 解のないようにお願ひいたしたいと思 います。そこで私の質問を続けたいの は、全国一本の連合会だけでなく、例 えば地域的のものであつてもこの原案 の提案者がお考えになつておるよう な趣旨を実質的に活かすためには、場 合によれば地域的な連合会というもの も考えなければならぬのではなからう か、そうしてそれを対象にして政府資 金の導入ということも考えられるので はなからうか、こういうことを次に伺 いたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業等 信用協同組合の設立はその精神におい て自由になつておりますので、地方的 連合会のごときものもその必要がござ いますれば、これは認めて行つて差支 ないと思ひますが、現在のところ具体 的に取上げて研究しておるものは未だ ない状況でございます。

○愛知探一君 そうすると甚だくだい ようであります。仮にそういうこと が考えられて取上げ得るということ であれば、地域的な連合会の問題にな るし、且つこれが政府資金を導入してよ ろしいという大きな方針が決まりさえ

すれば、その対象にもなる、こういうふうにしてよろしゅうございますか。

○政府委員(舟山正吉君) 連合会の必要がありますならば、それは取上げて研究して差支ない問題であらうと思ひます。又政府資金の導入の問題につきましては、結局において或る一定の基準はあるかも知れませんが、全国信用協同組合を平等の立場において扱わなければ自他共に納得はいかんということになりはしないかと思ひのであります。極く規模の小さいものを除外するとか、或いは預入の基準の金額について差違を設けるとか、そういうふうな必要はできて来ると思ひますが、特にある種の連合会を排えたら、そのために政府資金の導入について利便を受けるといつたようなことは、公平の見地からできにくいことではないかというふうに考へます。

○油井賢太郎君 この際、一応休憩にでも……我々も突然と出されたのですから、覺に歸つていろ／＼相談もしなければなりませんので、休憩の動議を提出いたします。

○委員(小早清一君) 実は出席者は非常に少うございますし、先刻來御質問が大体終つたら一旦休憩をして御相談を……尙委員の出席を求めるということにして、それでは暫時休憩いたします。

午後六時二十八分休憩

午後七時二分開会

○委員長(小早清一君) 休憩前に引続き開会いたします。

○油井賢太郎君 本案は閉会間際に提出され、十分審議を盡すことが出来な

いから、本案については継続審査するの動議を提出いたします。

○山崎恒君 只今の油井君の動議に賛成いたします。

○委員(小早清一君) 只今の油井君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(小早清一君) 御異議ないと認めてさう御取計らいます。では本日はこの程度で散会いたします。

午後七時三分散会

出席者は左の通り。

委員長

小早 清一君

理事

大矢 半次郎君

佐多 忠隆君

山崎 恒君

委員

愛知 揆一君

九鬼 紋十郎君

黒田 英雄君

清澤 俊英君

森下 政一君

小林 政夫君

杉山 昌作君

高橋 龍太郎君

油井 賢太郎君

森 八三一君

衆議院議員

今澄 勇君

奥村 又十郎君

政府委員

大蔵政務次官

西川 甚五郎君

大蔵省銀行局長

舟山 正吉君

昭和二十五年八月十四日印刷

昭和二十五年八月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所